

東北文化学園専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、工業、医療、教育・社会福祉、商業実務分野に関する専門的な知識と技能を修得させるとともに、豊かな人間性を培い、社会の発展のために役立つ有為な人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東北文化学園専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号に置く。

第2章 課程、学科、定員、休業日等

(専門課程、学科、科、定員、修業年限等)

第4条 本校に、専門課程を置き、その学科、科、定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課 程	学 科 名	科 名	昼夜 の別	定 員		男女 の別	修業 年限
				入学定員	総定員		
工業専門課程	建築デザイン学科	建築土木科	昼	40人	80人	男女	2年
		建築士専攻科	昼	40人	40人	男女	1年
		インテリア科	昼	40人	80人	男女	2年
商業実務専門課程	医療ビジネス学科	医療秘書科	昼	80人	160人	女	2年
		医療情報管理科	昼	40人	80人	男女	2年
教育・社会福祉 専門課程	総合福祉学科	こども未来科	昼	60人	180人	男女	3年
		介護福祉科	昼	40人	80人	男女	2年
		社会福祉科	昼	40人	80人	男女	2年
医療専門課程	医療技術学科	視能訓練士科	昼	40人	120人	男女	3年

2 学生は、定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。ただし、原則として1学年の在学期間は、2年までとする。

3 始業及び終業の時刻については、校長が別に定める。

(併修制度)

第4条の2 本校の併修制度については、次のとおりとする。

(1) 本校のこども未来科は、東京福祉大学短期大学部こども学科通信教育課程を併修する。併修により、東京福祉大学短期大学部こども学科通信教育課程を卒業した者は、短期大学士(こども学)の学位が授与され、保育士・幼稚園教諭二種免許状・社会福祉主事任用資格が取得できる。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日等)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号までの休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日（日曜日に当たるときは、その翌日）

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

(6) 開学記念日 4月27日

(7) その他校長が必要と認める日

2 前項の休業日にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、授業を行うことがある。

第3章 入学、欠席、休学、退学等

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始期の4月とする。

(入学資格)

第9条 本校の入学資格者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）又は、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う認定試験又は資格検定に合格した者

(7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を卒業した者

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学手続)

第10条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学を希望する者は、本校所定の入学願書に、出身校の調査書、入学検定料を添えて、期日内に願出しなければならない。
- (2) 前項の手続を終了した者に対して、選考を行い、校長がこれを決定する。
- (3) 入学を許可された者は、本校が指定した期日までに、入学金納入等の入学手続をしなければならない。ただし、指定した期日までに入学手続をしない者の入学許可は、取り消すことがある。

(再入学、編入学及び転入学)

第11条 本校に、再入学又は、建築科、介護福祉科及び視能訓練士科、社会福祉科以外の科へ編入学若しくは転入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(欠席)

第12条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席する場合は、その理由を明記して、すみやかに校長に届出なければならない。

(出席停止)

第13条 学生が伝染病にかかり若しくはその恐れがあるとき、又はその他の理由で校長が必要と認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第14条 学生が親族等の死亡により忌引を願出るときは、これを許可することがある。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事由により、2か月以上欠席する場合は、保証人連署の上、その理由を記して校長に休学を願出することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学を要する場合は、更に1年の休学を許可することがある。
- 3 休学期間は、在学期間の年数に算入しない。
- 4 休学期間が満了し、又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学を願出することができる。

(退学)

第16条 学生が退学しようとするときは、その理由を明記し、保証人連署の上、所定の退学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡した者

(身上異動)

第 18 条 学生及び保護者の氏名、本籍、住所等の身上事項について異動があったときは、すみやかに校長に届出なければならない。

第 4 章 教育課程、試験、進級、卒業等

(教育課程)

第 19 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(試験等)

第 20 条 毎学期末にその学期に履修した科目について、試験等を行う。

2 試験等の評価は、別に定める。

3 各学生に関し授業科目ごとに、出席時数が指定時数の 3 分の 2 未満の履修科目については、修得の認定を行わない。ただし、介護福祉科の介護実習に係る科目及び社会福祉科の実習では 5 分の 4 未満の履修科目については、修得の認定を行わない。

(授業時間及び単位の計算)

第 21 条 授業時間は、別表の教育課程により、時間の科目単位換算は、次による。

(1) 講義は 15 時間をもって、演習及び卒業研究は 15 時間から 30 時間までをもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習、実技、卒業制作等は、30 時間から 45 時間までをもって 1 単位とする。

(進級及び卒業)

第 22 条 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。

2 本校において、第 4 条第 1 項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号授与)

第 23 条 前条第 2 項の規定により全課程を修了した者には、下表のとおり専門士の称号を授与する。

課 程	科 名	称 号
工業専門課程	建築科	専門士（工業専門課程）
	環境エクステリア科	
	インテリア科	
	福祉住環境デザイン科	
	バイオ環境科	
商業実務専門課程	医療秘書科	専門士（商業実務専門課程）
	医療情報管理科	専門士（商業実務専門課程）
	診療情報管理士科	
教育・社会福祉専門課程	こども未来科	専門士（教育・社会福祉専門課程）
	介護福祉科	

教育・社会福祉専門課程	社会福祉科	専門士（教育・社会福祉専門課程）
医療専門課程	臨床工学科	専門士（医療専門課程）
	視能訓練士科	

〔参考 上表外第4条第1項の課程学科に係る称号授与見込

専門士称号授与に係る文部科学省告示手続については、その修了生に係る最初の称号授与予定年度に行うものとする。〕

第24条 削除

第5章 科目等履修生

（科目等履修生）

第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 教職員及び組織

（教職員）

第26条 本校に、次の教職員を置く。

校 長	教 員	講 師	事務職員	校 医
1 人	24 人以上	24 人以上	2 人以上	1 人

（副校長及び教頭）

第26条の2 本校に、副校長及び教頭を置くことができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

（組織）

第27条 本校に、メディアセンター、保健室、キャリア対策室及び事務局を置く。

（専門学校運営会議）

第27条の2 本校に、専門学校の運営管理に関する重要事項を審議するため専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料等

（学納金）

第28条 入学金、年間の授業料等は、次のとおりとする。

（単位：円）

科 名	入学金	授業料(実験実習費含む。)	施設設備費
建築土木科	120,000	580,000	180,000

建築士専攻科	120,000	580,000	180,000
インテリア科	120,000	560,000	180,000
医療秘書科	150,000	550,000	120,000
医療情報管理科	150,000	550,000	120,000
こども未来科	150,000	660,000	170,000
介護福祉科	150,000	700,000	130,000
社会福祉科	150,000	650,000	130,000
視能訓練士科	200,000	820,000	200,000

- 2 入学検定料は、こども未来科、介護福祉科及び視能訓練士科については 25,000 円とし、それ以外の科については 20,000 円とする。
- 3 入学時には入学金、各年次にはその他学納金の年額を納入しなければならない。
- 4 学納金は、出席の有無にかかわらず指定日までに納入しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、学生が休学したときは、休学する学期の次学期から授業料を免除することがある。
- 6 既に納入した入学金、授業料及び施設設備費は、原則として返還しない。
- 7 退学を許可され、除籍を命ぜられた者は、在籍期間分の学納金を納付しなければならない。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 29 条 学生がその成績、性行ともに優れ、他の模範となる場合は、表彰することがある。

(懲戒)

第 30 条 学生が本校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、所定の手続きによって懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 31 条 附帯教育事業として、次のとおり講座を設置する。

講座名	昼夜別	修業期間	授業時間	総定員	備考
介護技術講習会	昼	1 ヶ月	32 時間 (週 8 時間×4 回)	96 人	32 名×3 回 (5・6・9 月)

- 2 講座の入学金、授業料、その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 補則

(健康診断)

第 32 条 学生の健康保持、疾病予防のため、毎年定期健康診断を行う。

(その他)

第 33 条 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

[以下、昭和 62 年から平成 17 年までの一部改正の附則を省略する。]

附 則（平成 18 年 2 月 28 日 理事会）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、その第 23 条は、平成 18 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 5 月 23 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 総合介護福祉科は、平成 19 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 18 年 5 月 23 日 理事会、平成 18 年 9 月 22 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。

附 則（平成 19 年 3 月 6 日 理事会）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、その第 23 条は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 11 月 13 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 建築デザイン科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 22 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 情報ビジネス科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (5) 医療情報管理科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 20 年 2 月 7 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 4 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 社会福祉心理科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 専門介護福祉科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(5) 視能訓練士科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 20 年 7 月 24 日 理事会）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、別表介護福祉科教育課程表は平成 21 年度入学生から適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 18 日 理事会）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日 理事会）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 24 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条は、平成 22 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 保育福祉科は、平成 22 年度の募集を停止し、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 22 年 8 月 31 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 7 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 19 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 21 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 21 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 19 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 23 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、第 20 条第 3 項は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日 理事会）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 25 日 理事会）

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 25 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 23 日 理事会）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日 理事会）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日 理事会）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 1 月 27 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条の 2 及び別表こども未来科教育課程表は平成 27 年度入学生から適用する。
- 2 平成 26 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規程による学納金を維持し、一切の変更を行わない。

附 則（平成 27 年 11 月 24 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程— 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金— 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 環境エクステリア科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 福祉住環境デザイン科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (5) バイオ環境科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (6) 診療情報管理士科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 30 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (7) 臨床工学科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 30 年 3 月 31 日限りで廃止する。